

保護者 様

向日市教育委員会
向日市立勝山中学校

本校児童生徒及び教職員の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合
の対応等について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

現在、京都府に全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、9月12日までの期間、緊急事態宣言が発令されているところです。

本市におきましては、本年7月下旬以降、児童生徒や教職員、そのご家族が、保健所から新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等に特定され、また、体調不良等によりPCR検査等を受検する事例が急増しております。

このような感染の急拡大により、保健所が実施するPCR検査の方法が、各ご家庭において採取した検体を検査機関に送付して実施される郵送検査に変更されたところです。

また、その検査日が感染者とPCR検査対象者が最終接触してから5日目以降とされていることから、今後、感染状況に応じて学校が実施する臨時休業期間が、従来よりも長くなる可能性があります。

つきましては、学校における感染拡大防止を徹底するため、児童生徒や教職員等（以下、「本校関係者」とします）の感染が確認された場合の対応等について、当分の間、下記のとおりとしますのでご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

令和3年9月9日以降の対応

1 学校の臨時休業等の対応について

本校関係者（児童生徒、教職員等）の感染が確認された場合

① 本校関係者の感染が確認された場合

「原則、感染が確認された日の翌日から1から2日間を目安に、一部の学級や学年等又は全校を臨時休業とし、校内の消毒作業を行うとともに、保健所が実施する濃厚接触者及び慎重を期した検査対象となる者（以下、「濃厚接触者等」とします）の特定調査に協力します。

また、臨時休業期間中は、留守家庭児童会及び学校施設の貸出しも中止とします。なお、臨時休業期間は状況に応じて延長することがあります。」

② ①の後、保健所による調査の結果、本校関係者が濃厚接触者と特定された場合

「濃厚接触者の状況（人数や範囲等）に応じて、一部の学級や学年等又は全校を臨時休業とします。現在、感染者と受検対象者が最終接触してから5日目以降にPCR検査が実施されていますので、臨時休業する期間については、PCR検査の結果が判明するまでの期間『5日から1週間』を目安とします。

なお、その後のPCR検査の結果が「陽性」の場合、保健所による新たな濃厚接触者等の特定調査に協力するとともに、臨時休業期間を延長する場合があります。」

③ ①の後、保健所による調査の結果、関係者が濃厚接触者と特定されなかった場合

「保健所と連携した上で、関係者が濃厚接触者と特定されず、また、慎重を期してのPCR検査も実施されない場合は、臨時休業の対応をすることなく、教育活動を継続します。」

慎重を期してPCR検査が実施される場合は、接触者の状況（人数や範囲等）に応じて、一部の学級や学年等又は全校を臨時休業とします。現在、感染者と受検対象者が最終接触してから5日目以降にPCR検査が実施されていますので、臨時休業する期間については、PCR検査の結果が判明するまでの期間『5日から1週間』を目安とします。

なお、その後のPCR検査の結果が「陽性」の場合、保健所による新たな濃厚接触者等の特定調査に協力するとともに、臨時休業期間を延長する場合があります。」

2 保健所が実施する濃厚接触者等のPCR検査について

今後、PCR検査が当分の間「郵送検査」となります。そのため、保健所及び検査機関に対して、ご氏名とご住所等の情報を提供することとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。なお、「郵送検査」の流れは、以下①から⑤となります。

① 学校において感染者が判明した後、保健所が濃厚接触者等を特定されます。

② 学校から、濃厚接触者等に特定された各ご家庭に電話連絡し、検体採取日についてお知らせします。

③ 後日、検査機関から検査キットがご自宅に送付されます。

④ 各ご家庭において、同封の唾液検体採取マニュアルにしたがって、指定された日の朝に検体を採取し、同日の午前中に送付します（ポストに投函）。

⑤ 検査機関に検体到着後、おおむね3日以内に、学校から各ご家庭に結果を連絡します。

3 児童生徒の出席停止等の対応について

児童生徒本人または同居する家族に風邪症状等の体調不良が見られる場合や、濃厚接触者等に特定された場合、また、児童生徒本人または同居する家族がPCR検査を受検し、新型コロナウイルスに感染した場合

① 児童生徒及び同居する家族が風邪症状等の体調不良が見られる場合

「児童生徒本人に風邪症状等の体調不良が見られる場合は、登校を控えてください（出席停止の取扱い）。また、同居する家族に同様の体調不良が見られる場合につきましても、登校を控えてください（出席停止の取扱い）。」

② 児童生徒の同居する家族の職場に感染者又は濃厚接触者がいた場合

（例）児童生徒の同居する父の勤務先に感染者又は濃厚接触者がいることが判明したが、父は濃厚接触者に特定されていない。

「児童生徒は通常どおり登校可能です。」

③ 児童生徒の同居する家族が濃厚接触者となりPCR検査を受検することになった場合

（例）児童生徒と同居する母の勤務先に感染者がおり、母が濃厚接触者に特定されPCR検査を受検することになった。

「保護者は、速やかに学校に連絡（検査結果についても連絡）してください。また、児童生徒は、家族の検査結果が判明するまで登校を控えてください（出席停止の取扱い）。」

④ 児童生徒が、本人の体調不良によりPCR検査を受検することになった場合

（例）児童生徒が体調不良により、医療機関を受診しPCR検査を受検することになった。

「保護者は、速やかに学校に連絡（検査結果についても連絡）してください。また、児童生徒は、検査結果が判明するまで登校を控えてください（出席停止の取扱い）。その後、「陰性」が判明し、症状がなくなり次第、登校可能です。」

⑤ 児童生徒の同居する家族が感染した場合

「保健所により、児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合は、PCR検査を受検し、その結果が「陰性」であっても、感染者との最終接触日の翌日から2週間は出席停止とします。発病することなく2週間を経過すると登校可能です。」

⑥ 児童生徒が感染した場合

「児童生徒は入院又は自宅療養等となり、治癒するまで出席停止とします。なお、退院等は、医療機関の指示に従います。退院後は登校可能です。」

⑦ 児童生徒が、慎重を期してPCR検査を受検した場合

（例）同じ学級に感染者がいることが判明し、保健所の調査で濃厚接触者には特定されなかったが、慎重を期してPCR検査を受検することとなった。

「児童生徒はPCR検査を受検し、検査結果が判明するまで出席停止とします。その後、「陰性」が判明した日の翌日から登校可能となります。なお、濃厚接触者に特定されていない児童生徒がPCR検査を受検する場合、そのきょうだいも小中学校へ登校することは可能です。」

4 保護者のご理解とご協力について

① 児童生徒及び同居のご家族がPCR検査を受検することになった場合、速やかに学校に連絡してください。また、その後の検査結果についても同様に連絡してください。

なお、学校業務時間外や休日の場合は、市役所（931-1111）へ連絡していただくこととし、あらためて学校から保護者へ連絡します。学校時間外や休日に市役所に電話していただく際、冒頭にオートメッセージが流れますので、しばらくお待ちください。

② 学校を臨時休業する場合は、文書やメール配信、電話等により連絡します。感染判明が下校終了後の時間帯になることが多く、遅い時間に連絡することがあります。

③ 郵送によるPCR検査を実施する場合、検査キットを送付する必要があるため、保健所及び検査機関に被検者の住所等を伝えます。

- ④ 学校関係者の感染が判明し、臨時休業等の措置を講ずる場合には学校名を公表することとなります。
- ⑤ 学校におきましては、今後とも新しい生活様式に沿って感染症対策を講じながら、すべての児童生徒の学びの保障に努めてまいります。各ご家庭におかれましても、引き続き朝の検温等、健康管理に御留意いただき、児童生徒に風邪症状等の体調不良が見られた場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。
- ⑥ 学校において感染が確認された場合、学校では感染者やその家族等へ差別や誹謗中傷は許されないこと、思いやりを持つことの大切さを指導しております。各御家庭におかれましても、身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、引き続き差別や誹謗中傷は許されないことを話し合ってください、同調せずに止める立場になっていただきますようお願いいたします。

担 当	学校教育課（ダイヤルイン）
連絡先	075-874-2998